

議案第百一号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十一年十二月二十三日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

第十条第一号中「千二百円」を「千三百二十円」に、「六百元」を「六百六十円」に改め、同条を第九条とし、第十一条から第十三条までを一糸ずつ繰り上げる。

表を次のように改める。

様式第一号（第8条関係）

許可申請書（一般廃棄物処理業）

年 月 日

三朝町長 殿

住 所

氏 名

生年月日

下記のとおり営業をしたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事務所所在地
- 2 営業する区域
- 3 営業の種類 し尿（ごみ）の収集運搬処分
- 4 営業の期間
- 5 収集運搬に使用する車両
バキュームカー（ごみ収集車） 丁積 台
- 6 直接作業に従事する職員
運転手 人 一般作業員 人
- 7 廃棄物の処分地および処分方法

様式第二号（第8条関係）

附
則

この条例は、昭和六十二年二月一日から施行する。

許 可 証（一般廃棄物処理業）

住 所

氏 名

生年月日

昭和 年 月 日付で申請のあつた一般廃棄物処理業について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次の条件を付して許可する。

三朝町長

昭和 年 月 日

1 営業の種類 し尿(ごみ)の収集、運搬、処分

2 条 件

(1) 期 間

(2) 区 域

(3) 車両の種別台数

(4) 廃棄物の処分地及び処分方法

(5) その他